

第3章 みなべ町をとりまく社会の動向

1. 価値観や生活様式の多様化

物質的な豊かさがほぼ達成され、人々の価値観は物の豊かさから心の豊かさへと変化し、それに伴い生活様式は生活の質を重視する傾向が高まり、かつ多様化・高度化しています。

人間関係も、従来の職業組織中心から家族・地域社会、そして考え方を共有する「知縁」といった新たな関係へと広がりを見せるようになり、ボランティア活動などによる社会参加が活発になってきています。

このような社会的ニーズの多様化に適切に応えていく一方、地域社会の自発性を一層尊重して、町民と行政との新たな役割分担を築いていく必要があります。

2. 少子・高齢社会の到来

わが国は、かつて経験したことがない急速な勢いで少子・高齢化が進んでいます。また人口は既に減少局面に入っており、今後高齢化は一層進行すると見込まれています。

高齢社会においては、保健・医療・福祉等の需要が増加し、かつ、そのニーズは多様化します。一方では、元気な高齢者が知識や経験を活かし、社会の一翼を担っていきいきと就業や社会参加のできる社会の構築が求められています。少子化の進行に対しては、国・地方自治体そして民間企業を通じての総合的な子育て支援策など、安心して子どもを産み育てることのできる社会環境づくりが必要となっています。

また、少子・高齢社会を支える生産年齢人口の増加が期待できない状況のもとでは、その負担力に限界が現れ、今後あらゆる分野で社会システムや既存施策の見直しが必要になるといわれています。

3. 地方分権の進展

新しい全国総合開発計画である「21世紀の国土のグランドデザイン」では、地域の自立の促進がうたわれ、個性的な地域間の連携と交流による国土づくりの方針が示されました。異なる自然環境、歴史、風土、文化を持つそれぞれの地域が、その個性を活かしたまちづくりに自主的に取り組むことで発展を図ろうとするものです。

平成7年5月に地方分権推進法が成立し、平成10年5月に閣議決定された地方分権推進計画とそれに続く地方分権一括法の施行(平成12年4月)により、地方分権は新たな段階に入りました。地方自治体は国と地方との税財源再配分問題の解決とともに、地方分権への取り組みと受け皿の整備を進める必要があります。

4．IT の時代

家庭や企業でのインターネットの普及率が年々増加する中で、国では電子政府、地方では電子自治体への整備が進められています。

電子自治体は、IT を活用しての情報化・ネットワーク化によって、ワンストップサービスやノンストップ運用など、町民が必要な情報を提供していくことを目標としています。

これからは、町民が使いやすく分かりやすいサービスの提供を目指して、IT の事務への活用などを進め、町からの情報提供だけでなく、IT の双方向性を有効に活用していくことが必要です。

5．経済低成長と産業再編の時代

日本はバブル経済が崩壊して 15 年あまりが経過し、輸出の増加や生産の下げ止まり傾向などを背景に、これからは緩やかな景気回復が期待されています。しかし、デフレの克服や株価の低迷など先行きが不透明なことから、雇用・所得環境などの改善には、依然厳しい状況が続くものと考えられます。

国では、構造改革による経済の活性化を進めていますが、国民が豊かさを感じられるようになるには、まだ長い道のりが必要です。

6．地球環境の時代

地球温暖化の防止や環境型社会の構築など地球環境を守っていくことは、個人や地域だけでなく地球規模で取り組むべき緊急かつ重要な課題です。自然保護、大気・水質環境対策、資源の有効活用、ごみ処理問題の改善など近年関心が高まり、幅広い活動が行われています。

これからも経済と環境の両立を考えながら、行政、町民、企業などがそれぞれ身近な問題として真剣に取り組み、きれいなまち、美しい地球を次世代に引き継いでいかなければなりません。

7．町民参画と協働の時代(ガバメントからガバナンスへ)

住民のまちづくりへの参画意識の高まりやボランティア活動など社会貢献活動の拡大が見られる中、平成 10 年に特定非営利活動促進法(NPO 法)が施行されて、住民活動の延長線上にある NPO などが、新たな住民サービスの担い手として注目され、その柔軟性や機動性を生かして多くの実績を残しています。

これからは「地域のことは地域で」というように、地域が主体性を持ち、その能力を十分発揮できるよう行政が積極的な支援を行い、行政と町民が協働してまちづくりを進めていく必要があります。